

公益財団法人河内長野市文化振興財団 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人河内長野市文化振興財団（以下「財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 財団が受け入れる寄附金の種類は次のとおりとする。

(1) 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金

(2) 特定寄附金 用途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄附金

イ 用途特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定するもの

ロ 募集特定寄附金 財団が、募集にあたりあらかじめ用途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という。)をもって理事会の承認を得たうえで募集するもの

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

(受入基準)

第3条 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金の受け入れに起因して、財団に著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、財団の業務の遂行上支障があると認められるもの及び財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(一般寄附金の募集及び用途)

第4条 財団は、常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金については、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の用途)

第5条 用途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した用途に使用する。

2 募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従い使用する。この場合適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募集特定寄附金の募集)

第6条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、財団ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第7条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を、寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、財団の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第8条 財団は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、財団ホームページ上の公開に代えることができる。

2 財団は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、財団ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第9条 財団が受領する寄附金については、認定法施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年1月6日から施行する。